

Title	班田收授法頽廢の原因について
Sub Title	
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.18, No.2/3 (1939. 11) ,p.231(417)- 275(461)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	占部博士古稀記念號
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19391100-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

班田收授法頽廢の原因について

今宮新

一

大化改新に於ける土地制度の改革は、全國の土地を公有と爲し、全國民に一定額の口分田を給與せんとするものであつて、所謂班田收授法と稱せらるゝものである。革新が政治的に重大なる意義を有することは勿論であるが、當時最も重要な財産であり、生産手段であつた土地に對する以上の如き改革が、諸改革の中で、最も大なる影響を實社會に與へた事は明白である。然しながら、此制度は周知の如く、大寶令制定後約二百年にして全く廢絶し、立法者の意圖とは全然相反する結果を發生せしむるに至つたのであつた。小篇に於ては、班田收授制のかくの如く頽廢せる原因に就いて、二三の卑見を述べんとするのであるが、先づ順序として、最初に令に規定されたる班田收授法の大要を記し、次に土地、制度、人の三方面より、此の制度を實施するに際して生じたる障害を觀察しようと思ふ。

班田收授法頽廢の原因について（今宮）

二

田令義解及び集解に依ると、班田收授法は大要次の如きものである。

一、班田を行ふ年度即ち班年には、京國の官吏は、正月三十日以前に之を太政官に上申し、十月一日より田數及び給與を受くべき人數を計算して簿を造り、十一月一日に至つて班給さるべき人民を總集して給與を初め、翌年二月三十日以前に之を終了する。而して班田を終れば、その町反及び四至を明記した田圖を作製して、之を民部省に送附する。口分田班給の順序は、課戸、口分田なき者、貧しき者等を先にし、不課戸、富める者等を後にする。

二、班年に六歳に達して居る男女は、口分田として、男子は二段女子は一段百二十歩を支給される。

但し、人口に比して土地の豊富なる地方即ち寛郷に於ても、此の限度を過ぎることが出來ず、又土地の狹少なる地方即ち狹郷の場合は、近接の寛郷に於て口分田を給與される。官戸、官奴婢の口分田は良人と同額であるが、私人に屬する家人、奴婢はその三分の一を支給される。地味悪く隔年毎に耕作する所謂易田は定額の倍を支給する。口分田は之を賣買することは許されないが、田地が交錯して交換を便利とする場合は、その交換が許され、又一年の期間を限つて之を賃租することが出來た。

三、口分田は、受給者の居住地の近くに支給されることを原則とする。狹郷に於ては土着人及び勅旨

に依る者之外は、口分田の給與を受ぐることが出来ない。若し國郡の改變に依つて、土地が他國他郡に編入され、又は錯綜して相接する場合は、舊に依て口分田が支給さる場合がある。

四、班田收授は六年に一度之を施行するが、之は田地の崩壊侵蝕や人民の生益死亡等に依つて、改變を必要とするもののみを行ふのである。従つて一度支給された口分田は、原則として終身之を耕作することが出来るのであつて、死亡の場合は、次の班年に至つてその口分田は公收されるのである。但し王事に依つて、外蕃に没落して生死不明なる者の口分田は、同居の親屬をして十年間之を耕作せしめ、而る後公收するが、若し歸つた場合には、班年を待たずして給與する。王事に死した場合は、その口分田は子に傳へしむる。又全戸の逃亡したる時は三年後、戸内の個人が逃亡したる時は六年後に、その口分田を公收するのであるが、此の期間内は五保及び三等以上の親屬が、その口分田を均分して耕作し、租調は代納する。

さて以上の如き土地制度を實施する爲めには、強力なる中央集權政府と、充分に整備せられたる地方行政及び相當の文化程度に達したる國民とを、必要とすることは勿論であるが、當時の我國の政治狀態文化程度が、かかる制度を實施し得る程度のものなるや否やを、第一に疑問としなければならない。一體此の土地制度を含む律令制度全體が、言ふまでもなく、唐の制度の模倣であり、一部有識者のみに理解されたに過ぎないと言ふ點が、律令制度の紊亂するに至つた重大なる原因であると言ふことは、多く

述べられてゐる所であり、又極めて概説的であるけれども、間違ひないと思はれる。従つて、單に班田收授法の崩壊のみに止らず、他のあらゆる方面に於て、その弊害が甚だしくなり、遂に收集すべからざる状態に陥るのである。

以上の如き原因を別として、班田收授法の充分實行せられなかつた原因に就いては、尙次の如き事が考へられる。即ち當時我國に於ては、私有財産の觀念が相當に發達してゐたにも拘らず、その財產中最も重要なものであつた田地の私有を廢して、之を國有としたと言ふ事である。大寶令制定後間もなく、貴族豪族の土地兼併が盛となり、又大寶令制定後四十年にして、墾田の私有を許可せざるを得なくなつたのは、何れも土地私有の觀念が強固であつた爲めと考へられる。而して此等が班田制實施を阻害する重大なる原因を爲した事は言ふまでもない所である。かくの如く、當時相當に發達してゐた土地私有觀念を無視して、土地公有制を採用した事も、確に之を頽廢せしむる一原因を爲したに相違ないと思はれる。

さて、上述した如き諸原因以外に、此の班田制に就いて考察するに、之を實施するに當つては、幾多の障害困難が存したと考へられるのであつて、此の制度の模範とされた支那の班田法が、何れも失敗に歸してゐる點より見ても、此の土地制度そのものに、種々の缺陷の存した事が認めらるゝのである。

三

班田收授法實施に就いての障害を、先づ土地の方面より考察して見ようと思ふ。言ふまでもなく、此の制度の目的とする所は、國民間の富の分配を出来るだけ平均して、一部階級の獨占を防止せんとするにあつた事は明白である。従つて立法者は、面積のみならず、その位置肥瘠等をも、平等なる田地を口分田として班給することを理想としたに相違ないと思ふ。然るに田地は、その廣狹、位置、肥瘠、水利等に依つて、種々雜多なる種類があり、而も之の支給を受ける人口の多寡、居住の状態等と、田地の多少及びその存在状態の關係の如きは、極めて複雑であると見なければならない。従つて、若しも假りに面積のみは平等に支給し得るとしても、以上の如き土地そのものより生ずる相違を、その儘として分配するならば、國民各人の間には、相當の不公平が生じ、立法者の期するが如き結果の得られない事は明らかである。次に、かかる土地より生ずる極めて複雑なる不公平を、實際班田に際して果して調節し得たや否やに就いて検討を加へよう。

先づ第一に考へられることは、人口の密疎と田地の多寡との關係である。即ち人口の局部的集中、又は田地の狹少に依つて、令の規定通りの口分田を支給し得ない場合である。之に就いては、立法者もすでにかかる場合を考慮し、田令に、其地有寛狭者、從郷土法。と言ふ規定を設けて、之を調節せんとし

てゐるやうである。然し事實に於ては、かゝる規定のみを以てしては、その局部的の口分田の不足より生ずる不公平を緩和することが出來なかつたのであつて、田令義解にも、若郷土少田者、不可必滿其數、故言從郷土法。とあり、狹郷に於ては、口分田面積の減少することの避けがたい事を示してゐるのである。延暦十一年の京畿班田の實際を見ると、男子は令の規定通り二段を支給されてゐるが、女子はその殘餘を給せられたに止まり、而も奴婢は支給を止められて居る。⁽¹⁾ 其後此の傾向は益々甚だしくなり、元慶年間の班田には男子の口分田は一段百餘歩となり、女子の分は僅に二十歩にしか當らなかつた爲めに、遂に京戸の女子は口分田の支給を停止されてゐるのである。⁽²⁾ 以上は最も顯著なる例を擧げたのであるが、かかる場合は、人口の増加に伴つて、地方に於ても段々と生じたと思はれるのであつて、こゝに田地を均等に分配せんとする班田法の重大なる缺陷が存したと言はざるを得ない。

田令にはまた、狹郷田不足者、聽於寛郷遙受、無田者聽隔郡受。等の規定を設けて、口分田の不足を緩和せんとしてゐる。然し居住地に近い便利なる所に口分田を支給された者と、遠隔の地方に於て給與された者との間には、相當の労働力の相異の生ずることを認めなければならぬ。その著しい例は、神龜二年初めて志摩國に班田が行はれた時、伊勢尾張二國の田を以てその口分田と爲した事である。⁽³⁾ 志摩國は田地が狹少であつた爲めに、先づ隣國伊勢に於て給與され、更にその隣國尾張に於て授けられたものであらうが、延喜式（卷廿二、民部）にも此の規定が存するから、これは一時的のものではなかつた

事が知られる。然し之を實際に就いて考へて見るに、志摩國から尾張まで出張して耕作する事は不可能と言はなければならぬ。従つてかかる場合、一般百姓はその地方に移住し、種々の不都合が生じたものと思はれる。大同四年に伊賀國以下十五箇國に下された太政官符に、凡班給口分、理須由本貫、今聞、件百姓等、離去鄉邑、就田居住雖不闕調僕、而臨時徵發有名無身、於事准量深乖政道、宜早下知盡令還歸、苦情願留者、隨卽編附、又其名帳細檢將爲言上。⁽⁴⁾ とあるを見れば、當時諸國の百姓が多く田に就いて他地方に移住してゐた事が想像されるのである。然し以上の如く遠隔の地でなく、隣郡に於て口分田を給與された場合でも、一般百姓は非常な不便を感じたのであつて、延暦五年に播磨國飴磨郡の百姓が、口分田を近郡に授けられた爲めに、營種之勞、爲弊實深、と言ふ状態であつたので、同郡を印南郡に遷されん事を請ふてゐる程である。⁽⁵⁾ かくの如き例は、恐らく極めて多かつたのであらうと思はれる。以上の如く、班給すべき土地の局部的不足より生ずる不公平は、田令の規定に依つては、殆んど緩和さるゝ所がなかつたと見なければならない。一體全般的に見ても、班給すべき土地の缺乏は甚だしくなつて來るのであつて、それは口分田の受給者たる一般國民の自然的増加に伴ふ程、田地が増加しなかつた點に依ることは言ふまでもないが、更に此傾向を一層甚だしくしたものは、口分田以外の種類の田地の増加である。即ち位田、職田、功田、賜田、神田、寺田等の増加及び權門勢家の土地兼併である。而も此等のものは、口分田の減少を生ぜしめたばかりでなく、班田制の施行を防害し、一般國民に甚だしい不便

を與ふるに至つたのである。例へば延暦年間に但馬、紀伊、阿波の三國に於ては、元來田地が少くて班給するに充分でない上に、王臣家が競つて位田を受けて、人民を防害するに至つたので、以後位田をこの三國で給はることを止め、すでに授けられたものは、その薨去を待つて公收して乘田と爲すとの勅があり⁽⁶⁾、又播磨國飴磨郡の口分田八十町が四天王寺に寄進された爲めに、同郡の百姓が甚だ不便を感じた例もある⁽⁷⁾。更に貞觀年間には美作國英多郡に皇太后宮の職田があり、百姓の口分田に不足を生じた爲めに、之を他郡に移したとの記事も見える⁽⁸⁾。かかる例は極めて多かつたと思はれるが、特にその中でも、寺田の増加及び貴族豪族の土地兼併による弊害は、最も甚だしいものがあつたので、之に關しては後に述べることゝして、こゝにその例を擧げることを止める。

以上は主として口分田の局部的不足より生ずる班田の不公平、及び口分田以外の種類の土地の増加に依る口分田の減少、並びに班田施行の防害に就いて述べたのであるが、田令の規定に依つては、この不公平を防止することも出來ず、調節することも不可能であつたのである。

註一 類聚國史卷百五十九、(田地上、口分田) 延暦十一年十月庚戌條

澤田氏の研究に依れば、奈良朝時代の戸籍に表れた口分田の平均面積は、良賤平均一・三〇三(段)となり、良民平均一・四

一九(段)となつてゐる。(澤田吾一氏著、奈良朝時代民政經濟の數的研究、八七頁以下参照)

註二 類聚三代格卷十五、元慶三年十二月四日官符

註三 繢日本紀、神龜二年七月壬寅條

註四 類聚三代格卷十五、大同四年九月十六日官符

註五

續日本紀、延曆五年四月乙亥條

註六

類聚國史卷百五十九、(田地上、乘田) 延曆二年九月一日勅

註八

三代實錄、貞觀二年六月廿三日條

四

さて次に考ふべきことは、土地そのものの肥瘠より生ずる班田の不公平である。弘仁主稅式及び延喜主稅式(卷廿六)には、公田を上田、中田、下田、下々田の四等に分け、各々その穫稻を、上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田一百五十束と定めてゐる。之に依つて、當時の田地には四等級の田品があり、各々一町に就いて以上の如き收穫の差の存した事が知られるのである。然らば班田が施行する場合に、以上の四等級の田品を、如何に調節したか問題となるのである。田令には易田を定額の倍即ち男子に四段支給すると言ふ規定が存するのみであつて、其他の上述の如き地味の差異に關しては、何等規定する所がない。勿論立法者は、口分田には原則として上田に當る田地を班給し、その不足した場合には、之と同收穫を得るに足る面積を有する中田、下田、下々田等の班給を考へた事と思ふ。然し事實上かかる事が行はれ得たや否やは、大に疑問としなければならない。之に關して喜田氏は、「乘田

班田收授法頽廢の原因について(今宮)

(四三)

二三九

たる地子田の中にも、上田がある以上、上田の數は決して少いものではなかつたであらう。故に口分田には、地子田の上田に等しい一町五百束の穫稻ある田が、班給されたと考へられよう。⁽¹⁾と爲し、之に反して、澤田氏は口分田の中にも以上の四等級の田品が混在してゐたと見なし、その程度を上田一、中田二、下田二、下々田二の所謂七分法の割合として、口分田一町の穫稻を三百十四束三把と計算されてゐる。⁽²⁾之に依れば、氏は當時土地には、七分法の割合を以て上述の田品が混在し、それをその儘口分田として班給されたものであらうとするやうである。さて實際の班田に當つて、此の兩説の中何れが行はれたであらうか。前説は立法者の理想には相違ないと思はれるが、班田に際して國中の上田のみを選んで口分田としたとは、到底考へられないのである。⁽³⁾上田の不足、令の不備、その運用者の不徳等が、班田法の理想に相反する結果を生ぜしめた事は明白のやうに思はれる。喜田氏は天平五年より同十年頃の諸國の正稅帳に依り、此時代の國司の公廨田及び職分田に、一町五百束の穫稻のある上田が給せられてゐた事を擧げて、不輸租田である此等の土地に上田が給せられてゐる以上、輸租田たる口分田は當然上田が支給されたとなしてゐる。然し天平元年の條に、其職田者、民部預計合給田數、隨地寬狹、取中上田云々。⁽⁴⁾とあり、又田令集解及び其後の官符等に依つても、當然上田を給與せられるべき事が知られるのである。⁽⁵⁾從つて、職分田が上田であつたから、口分田としても上田が班給せられたとの推測は、成り立ち難いことは勿論であり、假令公平なる地方官の下に、嚴正なる地方政治が行はれたとしても、以上の

推測からは口分田が上田のみとの斷定は出來ないのである。況んや、徐々に亂れつゝあつた地方政治の下に於ては、之と全く相反し、下田又は下々田に相當する田地を、口分田として班給する場合さへも考へられるのである。延暦十年の條に、先是、諸國司等、校收常荒不用之田、以班百姓口分、徒受其名、不堪輸租、又王臣家國郡司、及殷富百姓等、或以下田相易上田、或以便相換不便、如之類觸處而在。⁽⁶⁾ となるのは、明らかに之を示すものである。恐らくこれが班田に際しての、實際の状態と見て間違ひないと思はれる。又喜田氏は延長六年十月の太政官符に、凡乘田者、上中下品各有等差。⁽⁷⁾ とあり、又乘田に關して、國內之田、何必下田數多、上田數少、とある爲めに、乘田中に上田が多く存し、從つて口分田は當然上田のみであつたらうとの説を述べられてゐるが、この太政官符は、延喜十四年八月の應行雜事五箇條事の中の、應諸國乘田置七分法事⁽⁸⁾ と言ふ太政官符を引いたもので、諸國司が國內の乘田を地子帳に錄して上申する場合に、少置上田多注下田、或載中下全脫上田。といふ不正を行ひ私利を貪る爲めに、之を防止せんとして七分法を定められた時のものである。従つて上記の官符は、寧ろ國司の不正不德を示すものであつて、口分田が上田であつたとの論據とならない事は明である。而も延喜十四年に定められた七分法の制も、その效果を見ず、十五年後の延長六年に、三分法即ち中田一、下田一、下々田一の率に改められるのであるが、その理由に、上田甚希、適有少許之上腰、不及七率法田⁽⁹⁾。とあるのを見れば、上田が極めて少なかつた事及び既に之等の土地の多くが權門勢家又は地方官等に依つて、占有

せらるゝに至つた事が推察せらるるのである。天平元年に、口分田を悉く公收して改めて班給したいとの太政官奏が許可されており⁽¹⁰⁾、その理由に就いては、何等記する所がなく全く不明であるけれども、恐らくはすでに早く此の時代から、肥沃の土地を一部の者が占有し、その弊害が甚だしくなつた爲めに、かかる斷然たる處置に出でたのではないかと考へられるのである。

かくて實際班田の場合には、肥瘠種々の田地が口分田として班給された事は、當然であるやうに思はれるが、果してその場合、後説の如く上田一、中田二、下田二、下々田二の率に混在してゐたであらうか、上述の如くこの七分法は、延喜十四年乘田を地子田として貸與する場合に、國司の不正を防止する方法として、制定せられたものであつて、十數年後三分法に改められてゐるのである。澤田氏は各種田品の混在程度は、全く不可解の問題であるとして、かりに七分法を採用されてゐるやうである。勿論當時の政府が七分法の制を立てるに至つたのは、何等かの根據に依つた事と思はれるが、然しこの制度が殆んどその效果なく、三分法に改められた點より見れば、延喜、延長時代の乘田には、殆んど上田がなく、中田以下のものゝみであつたと考ふべきであらう。従つて之より知り得ることは、當時の乘田の田品であつて、而も此の時代は班田制が全く廢絶してしまつた時であるから、之より口分田の田品を推すことは無理であるかと思はれる。又假に口分田として班給すべき田地に、以上の如き割合に各種の田地が混在したとしても、之を如何に分配したかゝ問題である。之の班給に當つて、七分法の如き方法が取ら

れたとすることは、當時の社會狀態、文化程度を無視する大斷なる假定と言はなければならない。瀧川氏も澤田氏の説をその儘採用して、口分田の收穫を論じてゐるが、從つて之も充分なものと言ふことは出来ない。

貞觀六年に左京大夫兼山城大和守紀今守等が、舊に復して正稅を出舉すべき事、田租を減徵すべき事、民徭を増加すべき事の三事を上言してゐる中に、口分田等の田租を増加した事に對して、國內水田不必一等、上中田少數、下々田多數、至徵田租、動致末進、加之下田以下、無人買作云々。⁽¹¹⁾ と述べてゐるのを見れば、實際當時の口分田の多くは、下田以下であつた事が知られると思ふ。かくて、此間に生ずる各個人の口分田の差異の如きは、恐らく當時に於ては、問題ともならなかつたであらう。弘仁十二年の河内國交野丹比兩郡の郡司百姓の上言に、當郡の土地は境薄であつて、一町の收穫が三百束より二百束に過ぎず、而も毎年耕作すれば、この收穫もないので、一年毎に田を易へて耕作する有様である。從つて此兩郡の百姓は口分田として二段を支給されてゐるが、それは名義のみであつて、實際は一段を有するに過ぎない狀態であり、百姓の窮弊が甚だしいから、易田として倍賜され度いとあつて、政府の許可を得てゐるのである。⁽¹²⁾ これに依れば、この地方の口分田は、一段三十束以下の穫稻ある田地、即ち延喜式の下田以下のものであつた事が知られるのであつて、幸に此の場合は個人的のものでなく、兩郡全體の地味が悪かつた爲めに易田とされたのであるが、かゝる例の多かつた事は、此頃に播磨國の口分田が

易田とされた事⁽¹⁴⁾、及び和泉國に於ても、良田少く人民が困窮する爲めに、五百町の易田を置いた事等を以て見ても知らるゝのである。かくの如き状態であつたので、川上氏の如きは口分田の收穫を一段三千束即ち下田と見なして、その實收を計算されてゐる位である。⁽¹⁵⁾然し之も心ずしも正鵠を得たものと考へ得られないやうに思ふ。それは、以上の例の多くは寺院權門勢家の土地兼併が益々盛となり、班田制のすでに頽廢に頻してゐた時代のものであり、而もその當時に於ても、かかる下田以下の田地が口分田とされてゐるのを、不當と認めた事を示すものであるからである。之を要するに、口分田の肥瘠は、各地方に依り、又各個人に依つて相違したものであることを認めなければならない。

以上述べた如く、實際口分田として班給された田地は上田のみではなく、又口分田の田品は七分法の如き率に依て混在したとも考へられず、更に必ずしも下田のみであつたとも考へ難いのである。従つて口分田の肥瘠による不公平は、各個人間に、又各地方間に存在するに至つた事は當然であつて、一般國民に、同様の收穫を得せしめんとする令の精神を、實現することの出來なかつた重要な缺陷が、こゝに存したのである。

註一 喜田新六氏、令制に於ける戸の收入と租稅の負擔（史學雜誌、第四十六編第四號）

註二 澤田吾一氏著、奈良朝時代民政經濟の數的研究、四六五、四六六頁

註三 川上多助氏、班田收授法の實施に就いて（國民經濟雜誌、第十六卷第四號）参照

註五 田令集解に史生の公廢田六段の穫稻三百束とあるを見れば一段五十束にあたる上田である。又類聚三代格卷十五に見える延暦九年八月八日及び同十年二月十八日の職田選定に關する二官符にも中品以上を選定することが見える。

註六 繢日本紀、延暦十年五月戊子條

註七 政治要略卷五十三、交替雜事、延長六年十月十一日官符

註八 政治要略卷五十三、(交替雜事)、延喜十四年八月八日官符

註九 註七と同官符

註一〇 繢日本紀、天平元年三月癸丑條

註一一 潑川政次郎著、法制史上より觀たる日本農民の生活、上、一〇八頁

註一二 三代實錄 貞觀六年正月廿八日條

註一三 類聚三代格卷十五、弘仁十二年六月四日官符

註一四 前掲弘仁十二年六月官符

註一五 類聚三代格卷十五、天長四年六月二日官符

註一六 前掲川上氏論文

五

以上は土地の缺乏及び地味の相違による班田制實施の困難、及び不徹底に就いて觀察したのであるが、次には班田收授制の施行を困難ならしめたと考へられる障害を、制度そのものの方面より考察して見ようと思ふ。

先づ班田制を施行する場合に、第一に必要となるものは戸籍である。戸令に依れば、戸籍は六年毎に造られ、十一月に始めて翌年五月末日に終るのであつて、總て三通を作製し、一通を國に留め、二通を太政官に送附するのである。而して造籍が五月末に終るのを待つて、十一月よりその戸籍に基みて班田が始まるのである。現存する戸籍を見ると、戸別に人口の總數を擧げ、正丁、次丁、正女、次女等を分け、又嫡庶の別を明にし、妻妾、叔姪、寄人、奴婢等を記し、更に有位、有職、年齢、疾病等をも詳細に注し、又口分田の數を擧げてゐる。すでに大化二年に造籍の事が見え、それより六年後の白雉三年正月の條に、自正月至、是月班田既訖。とあり、四月造戸籍云々、とあるので、戸籍を造ることは早くより勵行されてゐたとする者もあるが、造籍より早く班田の行はるゝこともあり得ず、又一箇月内に班田が終了することも考へられないから、以上の記事に誤記があることは勿論であつて、あまり信ずるに足りないやうに思はれる。然し其後奈良朝時代を通じて、かなり造籍の行はれた事は記録にもあり、又その斷簡も現存するものがあるので疑ふ餘地はない。然し上述の如く、かなり複雑なる戸籍の作製が、令の規定の如く、六年毎に嚴重に行はれたか否やと言ふことは、當時の政治状態、文化程度より見て疑問であり、奈良朝時代には二十回以上の造籍があつたと言はれるが、果して全國的に行はれたものであらうか、また假令行はれたとしても、これが班田に關係ある爲めに、種々の不正が行はれすることが考へられるのであつて、大寶三年の勅に、籍帳之設、國家大信、逐時變更、作偽必起。とあるは、既に當時不

正行爲のあつた事を示すものであらう。而も平安朝時代となれば造籍は殆んど行はれず、而も戸籍に關する偽造詐偽が甚だしくなるのであるが、之に就いては後に述べようと思ふ。かくの如く、班田制を施行するに當つて、戸籍の作製を必要としたと言ふ事は、班田制の實施を阻害せしめた一原因と見なければならないやうに思ふ。

さて次に、その施行を困難ならしめたものは、班田收授の手續が甚だしく煩雜であつた點である。上述した如く田令には、凡應班田者、毎班年、正月卅日内、申太政官、起十月一日、京國官司、預校勘造薄、至十一月一日、總集應受之人、對共給授、二月卅日内使訖、とある。然し田令集解に依ると、班田に當つては、先づ官符に依つて地方官は田數及び受給者の人數を調査した帳簿を作製する。之を田文と稱し、二通作製して、一通を太政官に送り一通を國に止めるのである。即ち十月中に田文を作つて、之を太政官に送附するのであつて、たゞ受給者數は戸籍に依つて調査さるゝとしても、田數を調査することは、かなり無理の如く考へられ、而も寺院、權門勢家等に兼併されたる土地、横領されたる死亡者の口分田、天災等に依て生ずる種々の田地の變化等を考慮すれば、一層この不可能なることが明であるやうに思ふ。而も更に、延喜民部式（卷廿二）に、凡班田者、諸國至干期年、校定國內之田、副授口帳言上、待報符即班給、とあり、延喜以前の班田施行の實際に就いて見ても、右の規定を實行せんとしてゐた事が分るのである。すでに一箇月以内に、人數田數を調査することさへ無理であると思はるゝの

に、その帳簿を京都へ送り、同月内に太政官よりの報符を得て、翌月より班給するが如き事は、當時の交通状態さへも無視した机上の空論となざるを得ないでのある。如何に當時の中央地方の官吏が勤勉であつたとしても、かかる煩雑な手續を一箇月間で終了することは、五畿内の諸國以外に於ては全く不可能であると言はなければならない。況や當時の諸官吏の怠惰不正を以てしては、之の實行を望み得ない事は勿論である。かくて此の煩雑且つ無理な手續が、班田の施行を困難ならしめ頗廢せしむるに至つたので、遂にこの手續を改正せざるを得なくなつたのである。仁壽三年五月の美濃國の解に依ると、班田するに當つて先づ官符に依つて校田を行ひ、之を言上してその報告を待つ間に多くの年數が過ぎ、其間新に戸籍に附せられた者は口分田の支給を受けることなく、只賦役のみを課せらるゝ爲めに、之に堪えかねて逃亡する者が多く、從つて戸口は増加し難い。又纔に報符が到着して班田を開始しても、未だ之が完了しない内に、再び班田の期限が來ると言ふ状態であるので、昨日班田を行ひ今日校田すると言ふ有様である。従つて吏民の煩は實に甚しきものがある。今後は班田の期限が至れば、國郡司は官符に依らず國內の田數を調査し、現在の人口數を總計して班田を行ふと共に、太政官に上申するやうに手續を改めることを請ふてゐるのである。政府は之に對して、班年が至れば官符に依らず校田することを許可して、他國も之に准すべしと命じてゐる。⁽³⁾之を以て見ても、班田の煩雑なる手續及び當時の政府當局者の怠慢が、如何に班田の施行を阻害したかを伺ふことが出来る。三浦博士及び川上氏等は、此の手續

の改正を、地方官が國內の田數を調べ終れば、報符を待たずとも、現在の人口を總計して班給することに改まつたと解してゐる。⁽⁴⁾ 然し以上の太政官符に、右大臣奉勅宜校田依請とあるを見れば、上述の美濃國の請願を全部許可したのではなく、官符に依らないで校田することのみを許可したと見なければならない。而も後に掲げる三代實錄元慶四年三月及び同五年三月の條に依れば、以上の仁壽三年五月の官符は校田言上して報符を待つて班給すべきことを命じた事は明白である。従つて此時の班田手續の改正は、今まで考へられてゐる如く重要なものではなく、之に依つて、その煩雜さは殆んど緩和されたとは認め難いのである。然し遠隔の地方に於ては、事實上かかる煩雜なる手續を爲すことは不可能であつたので、自然と報符を待たないで班田し、且つ太政官に上申すると言ふ特例を設けざるを得なくなつたのである。元慶四年三月の筑後守の解には、此國不班田、既三十餘年、輸貢之民、曾无口分、免課之門、徒有田疇、調庸交闕、人數減損、請准豐後國例、不待報符班給、とあり、又同五年三月の肥前介の解にも、須依仁壽三年五月廿五日格、校田言上、待報班給、而此國僻在海西、行程稍遠、先申於府、府更言上、數年之後報符乃以來、國吏秩終、不更班給、延引如斯、既及四十年、調物缺少、戶口減損、惣以在此、望請據准筑後豐後兩國之例、不待報符、申府班給百姓口分田、但至合有益、格條自存云々。とあつて共に許可されてゐる。⁽⁵⁾ かくの如く豊後筑後肥前等の遠隔の地方に於ては、班田手續が徐々に簡易化されるに至つたのであるが、之は令の規定通り班田を施行せんとすれば當然の事であつて、令の制定後約

百六七十年を過ぎる迄、これが問題とならなかつた事は不思議と言はなければならぬ。またこの他の諸國に於ては、此の手續問題を如何にしたか不明であるが、恐らく他の諸國では之が問題とならなかつたほど、班田制の施行に關しては、無關心であつたのではないかと思はれる。而も上述の如き班田手續の改正の行はれた元慶年間は、すでに班田制が廢絶せんとする時代であつたから、以上の如き改正も、實際上に於ては殆んど無意味であつたと思はれる。

兎に角上述の仁壽三年の美濃國の解は、班田法の煩雜なる手續が、如何に之の施行を阻害したかを示すものであり、筑後、肥前兩國の如きは、之の爲めに三十年或は四十年間班田が施行されなかつた事が知られるのである。かくの如く班田收授法は制度としてすでに重大なる缺點が存したので、之を規定通りに實施することは、始めより不可能であつたのである。かかる點より見て、恐らくこの立法者は實際に就いて充分なる研究を爲して、此制度を採用したと考へられない位である。

註一 横山由清氏著、日本田制史、(食貨史略、中古戸口) 參照

西岡虎之助氏著、奈良朝史、一八六頁 (綜合日本史大系)

註二 繢日本紀、大寶三年七月甲午條

註三 類聚三代格卷十五、仁壽三年五月廿五日官符

註四 三浦周行氏著、國史上の社會問題、一三一頁

川上多助氏著、平安朝史、二七九頁 (綜合日本史大系)

六

班田收授法を施行するに當つて、更に重大なる關係を有したものは、此の制度の運用に關與する人々の善惡勤惰の問題である。上述した如く、この制度を實施するには、種々の困難が伴つたのであるが、若しも之をあくまで實施せんとする熱意を有する爲政者と、忠實公正なる地方官と、眞面目なる人民とが存すれば、必ずしもこの實施は困難でないものである。然るに當時の爲政者、地方官及び一般人民の怠惰不正等は、一層この制度の施行を困難ならしむるに至つたのであつて、結局班田制を頽廢せしむるに至つた最大原因は、この點に存する如く思はれる。

爲政者たる貴族の怠慢に依つて、この制度の施行が阻害された事は、上述の仁壽三年の美濃國の解又は元慶五年の肥前國の解等に依つて伺ふことが出来るが、これは暫くおくとして、地方官、主として國司の不正怠慢に依る班田實施の防害に就いて述べて見よう。

國司が班田を喜ばなかつた第一の理由と思はれる點は、彼等自らが地方に於て土地を占有するに至つたからである。之に關しては枚舉に堪えないほど例があるが、今その二三を示すこととする。延暦三年の勅に、比者國司等、厥政多僻、不愧撫道之乖方、唯恐侵漁之末巧、或廣占林野、奪蒼生之便要、或多

營田園、紡黔黎之產業、とあるのは、その弊害の甚だしくなつた事を示すものである。更に又彼等が常荒不用の田を口分田として班給し、自らは上田のみを占有すると言ふ狀態であつたことは上述した所である。⁽¹⁾ 而も彼等は權門勢家と結托すると言ふ手段で、益々土地占有を企てたのであって、弘仁三年の勅⁽²⁾によると、彼等は他人の名を假りて多くの墾田を買收し、言を王臣に託して競つて腴地を占有するとある。⁽³⁾ 權門勢家の班田施行を喜ばない事は勿論であるが、此等の反対を却けて、班田を實施すべき地位にある國司も、かくの如くして彼等と同様の利害關係を有するに至り、彼等と結托して不正を行ふに至つては、班田の施行の如きは夢想することも出來ないのである。弘仁十年の應國司申政詐不以實奪其公廨事と言ふ太政官符に、詐增賑給飢民數吏 詐申官舍堤防等破損并詐增支度數事 詐增損田數吏 の三ヶ條を擧げて國司の不正を諷めてゐるがその中に、今或國解文注損萬町、遣使覆檢五六千町、或國解文只著損狀、得損町段都無注載。とあり、また、假令國司所申飢民十萬、使者實錄只此五萬、若不搜實五萬既隱⁽⁴⁾、とある。かゝる不正を行ひつゝある國司が、檢田を爲し班田を施行することを喜ばず、却つて之を防害するに至つた事は言ふまでもない所である。假令如何に完備したる法令が作られても、その實施さるゝや否やは、之の運用にあたる官吏の如何に存することは古今を問はず同一である。中央には自ら法令を蹂躪して顧ない爲政者があり、地方にはかくの如き地方官のあつた時に、彼等の利害に牴觸する所の最も大なる班田制が、頽廢するに至つたのは當然と言はざるを得ない。

註一 續日本紀、延暦三年十一月庚子條、類聚三代格卷十五、同日官符

註二 同 上、延暦十年五月戊子條

註三 日本後紀、弘仁三年五月庚申條、類聚三代格卷十五、同日官符
註四 類聚三代格卷七、弘仁十年五月廿一日官符

七

次に一般國民の不正に依て、班田制の實施が阻害せらるゝに至つた事情を述べようと思ふが、この場合、所謂權門勢家と稱せらるゝ朝臣たる貴族及び地方の豪族等と、一般農民とを別に考へる必要がある。

一部貴族階級の土地兼併が、かなり早くから行はれてゐた事は、大寶令制定後間もなく、和銅四年に之に對する禁令が出てゐることを以て知らるゝけれども、彼等をして益々その勢を盛ならしめたものは、天平十五年に發せられた墾田私有の制である。元來此の制度は無限の開墾を許可したのではなく、一定の制限を付してゐたのであるが、勿論この制限は遵守されず、一般人民は競つて開墾を行ひ、勢力ある者は百姓を使役して、貧窮の百姓は自存の道を失ふ状態となつたのである。⁽¹⁾かくの如く、墾田の私有を許可するに至つたことは、大化以來の土地公有制度を破壊する端緒を爲したことは當然であり、又その制度を前提として行はれる班田制に、一大障害を與ふるに至つたことは勿論である。一度び土地の私有が許可されるや、權勢家の土地兼併は益々甚だしくなつたのであるが、特に彼等が一般民の開墾地を

班田收授法頽廢の原因について（今宮）

兼併する爲めに悪用されたものは、天平十五年の太政官符の、若受地之後、至干三年、本主不開者、聽他人開墾。と言ふ規定である。寛平八年の太政官符は、此の規定の悪用された状態を次の如く述べてゐる。諸郷百姓等、請荒田閑地、依格耕食、厥後諸院諸官王臣家、稱三年不耕地、牒送國司、改請件田、國司被拘格文、依請改判、諸家領掌不論荒熟勘其地利、郡司等伏檢案内、百姓請一町田地、開墾三四段、身貧力微、不能悉耕、偏稱格制、改給後人、百姓之愁、寔有可恤。⁽³⁾ 之に依つて權門勢家等が地方官と結托して、一般百姓の開墾地及び不開墾地共に兼併するに至つた事情を伺ふことが出来る。この時に一町の中二段を開墾すれば、改めて他人に與ふることがないと命じてゐるが、すでにその時期を失したものと言ふ可きであらう。かくの如く彼等の土地兼併が甚だしくなるに至れば、一般國民の口分田までも彼等の兼併する所となつたものと考へられる。彼等が下田を以て上田に易へ、不便なる地を以て便利なる處と換へることの多かつた事はすでに述べた所であるが、貞觀十五年の太宰府の奏言に依れば、筑前國に於ては十九年間班田が施行されず、死亡した者の口分田が散じて富豪の所有に歸し、財を失つた者は、徒に賦役に苦しむ状態であるから、早く班田を施行して民を安堵せしめられ度いとある。之を見れば、土地の兼併と班田の頽廢とは、相互に原因となり結果となつて、益々班田制の實施を困難ならしむるに至つた事が知られるのである。

さて權門勢家が、一般民の口分田を兼併した他の手段として考へられるのは、口分田の買收と言ふこ

とである。上述した如く、口分田は只一箇年を限つて賃租することは許されるが、之を賣却することは禁止されてゐるのである。然し實際に於ては、早くから口分田の質入賣買が行はれたらしく思はれる。すでに中田博士も指摘した如く、天平寶字三年の文書には、來々年度の收益權を豫賣したるものもあり、又天平勝寶二年及び寶龜三年等の出舉錢解には、何れも口分田を質物とした事が見えてゐるのである。⁽⁵⁾⁽⁶⁾この場合若しその負債が返却出來なかつた時には、當然その質物である口分田は、債權者の所有に歸するに至つたものと考へられる。而も上記の借錢解の中の一は、あまり土地と關係のない經師に關するものであり、京都近邊のものであるから、地方の一般農民に於ては、口分田の質入は一層多かつたらうと思はれる。之は現存する奈良朝時代の借錢解の中で、經師に關係ないと思はれる天平勝寶年間の四通の文書の中三通まで田地を質物としてゐるのを以て見ても想像される。⁽⁷⁾かくてかゝる傾向は班田制の頽廢に伴つて、益々甚だしくなつて行つたのであらう。寛平八年の正五位以上の私營田を禁する太政官符に、權貴之家、乘勢挾威、稱庄家之側近、則妨平民之田地、或賣買不和、點領三四十町、或寄事負累、責取五六載卷、至干收租、拒捍不輸、云々。假令百姓賣買口分田、五位已上、賃租職位田、皆經國郡司、依法立券、徵租之日、令有指的、云々。⁽⁸⁾とある。かくの如く權門勢家は詐取、掠奪、又は負債に事よせて口分田の數年の耕作收益權を奪ふ等の手段に依つて、土地の兼併を行つた事が想像せらるゝが、更に上記の文に依れば、當時すでに口分田の賣買を政府が認めてゐたのではないかとの疑問もある。令義解及

び集解等に於ては一年期の賃租を賣買と言ふから、上記の賣買百姓口分田も口分田の賃租を意味するものであることは、すでに先人の述べてゐる所であるが、職位田を賃租と言ひ口分田を賣買と言つたのは、只文章の均合上の爲めだけであらうか。たとひ上記の賣買が賃租の意味のものとしても、當時實際には、口分田の現在の意味の賣買が行はれてゐた事は事實である。寛平六年の太政官符に依れば、紀伊國に於ては諸稅の滯納が甚だしく、代々の國司は、之を辨濟する力もなく、空しく秩限を過す有様であるが、その理由は、惣依民不堪躬耕、沽却口分田也と言ひ、又同國に於ては、かくして良田が多く富豪の門に歸し、徒に貪弊の民に出舉するに至るので、收納が極めて困難となり、國司が國內に多くの田地を有する權門勢家より徵稅せんとすれば、彼等は官位又は本主の勢力を恃んで、國司に反抗して曾て承引する所がない狀態であると述べてゐる。⁽¹⁰⁾ 又三善清行も延喜十四年の意見封事の中に於て、詐つて口分田の班給を受けた者は、私沽件田、曾不自耕、至干租稅調庸、遂無輸納之心、と言ふ有様であると記してゐる。⁽¹¹⁾ 以上を以て見れば、この當時に於ては、口分田の賣買が事實上行はれてゐたことは明白である。然し寛平延喜の時代は、班田制が廢絶せんとする時であつたから、之を以て總てを推すことは出來ないとしても、上述の如く奈良朝時代に、すでに早くからその質入れが行はれ、何年先きもの賃租が行はれてゐた事から考へ、又班田の施行が充分でないとすれば、口分田は殆んど自己所有のものと異る所なく、子までも孫までも引きつぎ得るに至るのであるから、その質入れ賣買の行はれるのが當然であると思は

れる。かくて一般百姓の口分田の喪失は、益々班田の施行を困難ならしめた一原因であるが、他面から之を見れば、班田制が充分に實施されなかつた爲めに、かかる結果を生ずるに至つたとも考へられるのである。

何れにしろ、平安朝初期に於ては、すでに諸寺、權門勢家、地方官等の土地占有の勢が猛烈となり、防壓し難かつた事は、當時之に對する禁令が頻發されてゐるのを以て見ても明らかである。⁽¹²⁾特にその中でも延暦十七年には、不論有官符賜及舊來占買、並皆收還、と嚴命し、之を要路に榜示して、一般に知らしむるに至つた程であつた。又大同元年の官符に依れば、天武天皇四年より延暦二十年に至るまで百二十七年間、或は詔を頒ち、或は格符を下して、屢々之を嚴禁してゐるにも拘らず、全くその效果がなく、寺院權勢家等の土地兼併は益々甚だしくなり來つた事が述べられてゐる。

かくの如く、奪取、寄進、買收等の手段に依つて、多くの土地を占有するに至つた所謂權門勢家等が、彼等の利益に相反する班田制の施行を喜ばず、之を防害するに至つた事は當然であり、又之を實施すべき地位にある地方官さへ或は權勢家の權力を恐れ、又は私欲の爲めに之を行はんとなかつたに相違ないのである。例へば、元慶年間に畿内に於いて班田が施行された時に、諸國の疲弊を察して、先例の如く班田使を各國に派遣せず、之を京都に居らしめて、各國の國司をして班田せしめる事を命ぜられたが、特に山城國には、左少辨巨勢文雄、諸陵助林忠範、主計少屬小野安影、左京少屬春瀧春岳等の四人を遣

して、國司を助けて之を施行せしむるに至つたのであるが、その時の勅に、山城國地接京輦、人多權豪、班給之務、若將成防、故遣此人等、以行其事、とある。⁽¹³⁾此頃畿内は天長五年以來五十年間も班田が施行されなかつたので、權豪の土地占有は甚だしきものがあり、班田の防害を爲した事は大であつたらうと思はれる。然しこれは單に山城國に限られた事ではなく、他の畿内諸國に於ても、殆んど同様であつたらう。従つて畿外の諸國に於ては一層その甚だしきものがあつたらうと考へられてゐるやうであるが、平安朝に於ける班田が、畿内より寧ろ畿外の或地方に於て、比較的多く施行されてゐるらしい點より見ると、この想像は當つてゐない様に思ふ。恐らく前勅に言ふ之を防害する權豪とは、主として京都の貴族を指すのであつて、彼等は朝政に當るべき地位にありながら、その私利の爲めに法令の實施を阻害して憚らなかつたのである。此の時の班田は、元慶四年から五年にかけて大體終了したやうであるが、同七年の條には、散位橘茂行等三人を大和國に、散位巨勢文主等二人を河内國に派遣することが見え、而もその時の勅に、當般班田、停任使司、一委國宰、執行其事、而消却年月、無心勤行、宣分遺茂行等、與國吏共、及早究行、とあるを見れば⁽¹⁵⁾、七年未頃まで此地方に於ける班田は完了しなかつた事が分る。大和地方には興福寺以下の諸大寺の寺領があり、又權勢家の私有地も多く存したので、班田が困難であつた事は言ふまでもないが、國司が此等の勢力に壓せられた爲か又は私利の爲めに、之を斷行せんとした事も、その大なる原因の如く考へられる。

以上の如く、中央に於ける貴族及び地方に於ける豪族等の土地兼併、更に之を監督すべき地位にある
地方官の不正怠慢等が、全國的に班田の施行を防害するに至つた事は想像にかたくなく、これが班田制
を頽廢せしむる重大なる一原因を爲した事は明白である。

註一 繰日本紀、天平十五年五月乙丑條、類聚三代格卷十五、同日官符

註二 同 上、天平神護元年三月丙申條

註三 類聚三代格卷十六、寛平八年四月二日官符「應改定判給占荒田并閑地之例事」

註四 三代實錄、貞觀十五年十二月十七日條

註五 中田薰博士、王朝時代の庄園に關する研究、(第一章第四節) (國家學會雜誌第二十卷第七號) 參照

註六 大日本古文書卷三、天平勝寶二年五月十五日付出舉錢解

同 卷六、寶龜三年二月廿四日付月借錢解

註七 相田二郎氏、金錢の融通から見た奈良朝の經師等の生活、(歴史地理、第四十一卷第二號第三號)

註八 類聚三代格卷十五、寛平八年四月二日官符

註九 前掲中田博士論文参照

註一〇 類聚三代格卷十四、寛平六年二月廿三日官符

註一一 本朝文粹、卷之二

註一二 類聚三代格卷十九、延暦二年六月十日官符

同 繰日本紀、延暦三年十一月庚子條

同 同 年十二月庚辰條

班田收授法頽廢の原因について(今宮)

類聚三代格卷十九、延曆十四年四月廿七日官符

同 卷十六、同 十七年十二月八日官符

同 同 大同元年閏六月八日官符

註一三 三代實錄、元慶三年十二月八日及同月廿一日條

註一四 前掲川上多助氏論文參照

註一五 三代實錄、元慶七年十二月十七日條

八

次に班田制の施行に際して、口分田の受給者たる一般農民の側より生ずる障害に就いて述べて見ようと思ふ。これに關して、第一に考ふべき事は、口分田に對して課せらるゝ稅は租のみであつて、他の調庸等の課役は、之と直接關係のないと言ふ點である。即ち口分田は男女六歳に達すれば、皆一律に給與されるものであつて、調庸の負擔や勞働力の多少に應じて授けらるゝものはなけれども、調庸等の諸課役は年齢、男女の別等に依て相違すると言ふ事である。一般農民は最大の口分田の給與を受けて、最少の納稅をなす爲めに、この受田と課役の對應してゐないといふ點を悪用するに至るのである。彼等は地方政治の紊亂に乗じて、戸籍を偽造し、死亡者又は逃亡者の隠蔽、年齢の偽作等の虛偽の記載に依つて、口分田の公收を免れ、又は之を詐つて受け、それと共に調庸の負擔を軽くせんとするに至るのであ

(1) 令制に於て、受田額が同等であつて比較的調庸雜徭等の負擔の少い者は、十六歳以下及び六十六歳以上の男子並びに、廢疾、篤疾、家人、奴婢及び妻妾等の女子である。之に反して、受田額に比して調庸等の負擔の多いものは、正丁、次丁、中男等の成年男子である。⁽²⁾ 従つて同額の口分田を支給されて、課役を免れる點より見れば、十六歳以下六十六歳以上の男子、廢疾、篤疾等が最も有利であり、女子は口分田面積は少いけれども、課役を免せらるゝから、次に有利であることとなる。従つて戸籍の作製に際して、かゝる點が悪用さるゝに至るのは當然であらう。和銅五年の條に、籍帳多虛、口丁無實、との句も見えるから、すでに早くからかゝる不正が行はれてゐたかとも疑はれるが、現存する奈良朝時代の戸籍の研究に依れば、平安朝時代ほど甚だしい不正が行はれてゐたとは認めがたいやうに思はれる。然るに延暦四年の太政官符には、頃年之間、不課増益、課丁損減、郡司等撫養乖方、課口損減、姦詐多端、不課益増、授田之日、虛注不課、多請膏腴之上地、差科之時、規避課役、常稱死逃之欺妄、庸調減損、國用闕乏、職而此之由⁽⁴⁾、とあり、又同十一年の勅に、畿内百姓、奸詐多端、或競增戸口、或浪加生年、⁽⁵⁾ とあるを見れば、此弊風が漸く甚だしくなり、一般農民に依る口分田の詐取が、頗る著しくなつて來た事が分るのである。かゝる一般民の不正は此後益々甚だしくなつたらしく、約三十年後の天長五年の太政官符にも、遂令愚暗之徒、偏貧口分、不憚憲章、或獨攬數煙絕戸、利潤由已、或空加無實戸口、奸詐年倍、加以有偽輸調之輩、實在注爲逃亡、無課影地之徒、久亡翻爲見在。云々と述べて、此の不正を犯

した者に對して、一定期日内の自首を許し、又之を告發した者には位階及び賞與を賜ることを命じて居り、⁽⁶⁾ 又十數年後の承和十一年にも、隱田絕戸田を上申した者に對する位階や賞與を詳細に定めて之を獎勵してゐる。⁽⁷⁾ 而して更に約三十年後の貞觀十七年の太政官符には、畿内に於ては、天長五年以來四十六年間班田が施行されず、其間或は戸をあげて死亡する者もあり、或は半減した戸も存する。然るに奸濫の輩は、此等を籍帳より除かず、偽つて計帳を進めて、此等の戸の田地を隱得してゐる。この爲めに無實の戸が公帳に記載されて、その口分田は奸人の所有に歸してしまふ。聞く所に依れば、五畿内の百姓で絶戸をかくし、其の其田を私有する者、多い者は五六百戸、少い者でも八九十戸に及ぶと言ふ事である。此を防止する爲めには、今までの如く、實の伴はない位階を與ふるよりは、彼等百姓には現實の利益を與ふることが有效であるから、今後絶戸を申出たる者には、三年間地子を半免して耕食せしむる事と爲すと命じ、又重ねて絶戸田を隠領して他より告發されたる者は、公私田妄認の罪を以て嚴重に所罰するとの太政官符をも下してゐる。⁽⁸⁾

以上の如く、一般民の口分田詐取の弊害が甚だしくなつて來たのであるが、之は上述した如く、課役と受田とが相應じないと言ふ令の制度に、その根本的原因が存し、地方政治の紊亂、班田制の頽廢等に依つて、停止すべからざる勢となつたのであるから、上述の如き消極的な手段に依て防止さるべき性質のものではないのである。然し此の點に就いては、當時の當局者及び地方官もその注意を向けたやうで

あつて、畿内又は特殊なる地方に於ては、課丁、不課男、女子等の口分田面積を區別して、班給した例が存するのである。貞觀十五年太宰府は班田を施行すべき事を上奏し、但しその場合には、唐制に於いて、丁男、中男に一頃、殘疾、廢疾に四十畝、寡妻妾に三十畝の田を支給すると言ふ制度が存した如く、各人の勞逸に依つて、口分田面積を區別することが至當と思はれるから、課丁に三段三百廿九歩、不課男に二段、女子に一段を班給する事と爲し度いと奏請し、許可されて居り⁽⁹⁾、元慶四年には山城班田使が、今商量物意、京戸土人、課僕雖同、輕重各別、然則班授之事、何無等級、云々と主張し、此時の班田には、京戸と土戸との間に、口分田面積の差を附するに至つたのである。⁽¹⁰⁾又仁和元年に土佐國の班田に當つては、正丁四段、次丁及び中男二段、不課男及び女子には五十歩を班給し、一班の間之を實施せしめたとの記事も見える⁽¹¹⁾。かくの如く、令の制度に依らないで、口分田の面積を課役の程度に依つて加減し、積極的に一般百姓の奸偽を防止せんとする對策も講ぜられたのであるが、これは班田制が、すでに廢絶せんとする時代であり、且つ一般的に行はれたとも思はれないから、充分なる效果をあげる事が出來たとは思はないのである。一般農民の不正行爲は、其後益々甚だしくなつて行つたやうであつて、班田の施行を、最後に試みんとした延喜初年の太政官符には、戸籍の記載する所、或戸は一男十女或戸は全然男子が存しない、此はすべて口分田を詐取する爲の偽造であつて、之の爲めに一國の不課口が課口に十倍し、口分田を支給さるゝ者は多くとも、其等は何れも納稅課役を免除されて、すべて私有

に歸する狀態となつた、と述べてゐる。⁽¹²⁾ 三善清行もその意見封事の中に於て、嘗て寛平五年備中介として、自身赴任した事のある備中國下道郡邇磨郷の例を擧げ、皇極天皇の時この郷から勝兵二萬人を徵集するを得たが、其後天平神護年間には、郷中の課丁が纔に千九百餘人となり、貞觀初年には七十餘人となり、寛平年間に彼が調査した時には、老丁二人、正丁四人、中男三人に過ぎなかつた。去る延喜十一年同國介藤原公利が、任満ちて歸京したので、同郷の戸口を門ふた所が、一人の課丁も無いとの答を得たと述べてゐる。かくて彼は、見諸國大帳、所載百姓、大半以上、比無身者也と断じてゐるのである。

勿論右の人口數等は信せられないけれども、彼の記述が必ずしも非常に誇張されたものでない事は、現存する當時の戸籍に依つて之を證することが出来るのである。當時の戸籍の現存するものとしては、延喜二年の阿波國板野郡田上郷の戸籍斷簡と、同八年の周防國玖珂郡玖珂郷の戸籍公文斷簡とである。此等を見るに、各戸とも口分田の受給を増す爲めに口數を多くし、而も調庸を免れる爲めに、課丁の數を極めて少數にした形跡を明確に認めることが出来る。阿波國の戸籍の中で、戸口の合計の判明してゐるもの四戸あり、最大のものが二百六十一口であり、最少のものが三十一口である、この合計には疑はしいものもあるが、今之に依つてその大なるもの二戸を次に示す。

十九口男

二百二十九口女

課十三口

一口殘疾

十一口正丁

一口少丁

一、計九十七口

不課九十三口

十口男

八十三口女

課四

一口少丁

三口正丁

更に合計の判明してゐる四戸を總計して見ると、總計四百三十五口中で不課四百十一口、課丁廿四口、正丁二十口、女子三百七十六口、男子五十九口となるのである。⁽¹³⁾周防國玖珂郷の戸籍では、合計の判明してゐるもののが十三戸ある。その中で最大の戸と、最少の戸を擧げると次の如くである。

一、計四十八口

不課四十四口

班田收授法頽廢の原因について（今宮）

四十口女

一口小子

三口耆老

課丁並正丁四口

一、計十六口

不課並女子十三口

課三口

一口老丁

二口正丁

十三戸を總計して見ると、總計三百二十九口の中で不課二百六十三口、課丁六十六口、正丁五十四口、女子二百四十三口、男子八十六口となり、不課男子の内譯は、耆老十五口、小子四口、有位者一口となつてゐる。⁽¹⁴⁾

以上の戸籍を見すれば、如何にその偽造が甚だしいものであつたが明白であらう。延喜時代は、班田制が殆んど廢絶してしまつた時であるから、かかる戸籍の偽造は、恐らく口分田の詐取を目的としたのではなく、主として課役を免れる爲めのものであつたらうと考へられるが、かかる大膽なる偽造が果然として行はれてゐた事から推測すれば、此等の奸策はすでに永い間行はれてゐた事が、想像せらるゝのであつて、地方政府の紊亂に伴つて、益々甚だしくなつた此等一般民の戸籍の偽造は、之を基礎とす

る班田制の施行を不公平ならしめ、且つ防害した事は明瞭である。

註一 此の點に關しては、内田博士もすでに早く、班田制崩壊の大なる原因を爲すものとして指摘してゐる。

内田銀藏氏著 日本經濟史の研究、上「我國中古の班田收授法」参照

註二 賦役令に依れば、調は正丁全額、次丁は正丁の二分の一、中男は正丁の四分の一を課せられ、庸は正丁、次丁（正丁の二分の一）に課せられ、雜徭は正丁、次丁（正丁の二分の一）に課せられるのである。

註三 澤田吾一氏著、奈良朝時代民政經濟の數的研究、四九頁以下参照

註四 類聚三代格卷十二、延暦四年六月廿四日官符

註五 類聚國史卷百五十九、（田地上、口分田）、延暦十一年閏十一月壬辰條

註六 類聚三代格卷十七、天長五年五月廿九日官符

註七 同 同 承和十一年三月三日官符

註八 同 同 貞觀十七年八月廿二日官符

同 卷二十、同日官符

註九 三代實錄、貞觀十五年十二月十七日條

註一〇 同 元慶四年三月十六日條

註一一 類聚國史卷百五十九、（田地上、口分田）、仁和元年十二月廿七日條

註一二 類聚三代格卷十五、延喜二年三月十三日官符

註一三 この戸籍は蜂須賀家の所蔵のものであるが、小杉権部編纂、阿波國徵古雜抄卷一にその全文が集録されてゐる。

註一四 この戸籍は近江國石山寺の所蔵のものであるが、こゝには大日本史料第一編之三に掲げられたものに依つた。

九

さて次に、班田制の實施を防害したと思はれるものは、人民の浮浪である。一般農民がその本籍地を離れて流浪する爲めに、口分田の班給に支障を生せしめたばかりでなく、彼等の給與された口分田も放棄されて、他人の所有に歸するに至つた事は當然である。従つて、之に依つて班田制の紊亂が起ることは言ふまでもないが、又一方から考へると、班田制が崩壊し、土地の兼併が甚だしくなり、口分田も墾田も奪はれるに至つた結果、一般農民は流浪するに至ることもあらう。かくて浮浪人は、班田制の實施を防害し、之を崩壊せしめた一因であると共に、又その結果であるとも言ふことが出来るのであつて、班田制の頽廢崩壊と、浮浪人の發生増加とは、相伴つてゐるものである。然しこゝに於て問題となるのは、班田制崩壊の結果として發生したものよりも、之の實施を防害するものとしての浮浪人である。一體浮浪人發生の原因としては、令の課役制の不備紊亂、地方官の苛歛誅求、出舉の弊害、班田制の崩壊等が考へられるのであるけれども、中には必ずしも此等の理由のみに依らず、私慾の爲めに、課役を免れんとして流浪する者のあつたことは言ふまでもないと思ふ。何れにしろ、或者は家財を失つて安住の地を求める所とし、或者は苛重の課役に堪えず之を免れんとし、或者は私慾の爲めに賦役を忌避せんとして流浪するに至つたものであらう。かかる浮浪人がすでに早くから發生した事は、天智、天武紀等に

も見え、又神龜三年の山背國愛宕郡雲上里及び雲下里の計帳が、之を具體的に示してゐるのを見ても明らかである。⁽¹⁾當時政府は之に對して、歸郷の獎勵、現住地への編附等種々の對策を講じたやうであるが、奈良朝時代を通じて浮浪人は益々増加するに至つたのである。奈良朝末の伊勢國の解文に依ると、全國の百姓の浮浪する者が多いので、之を調査すると、或者は逃亡して計帳を除かれ、或者は死と詐つて名を棄てゝ權門勢家の庄に駆使されてゐた事が知られるのである。⁽²⁾かかる場合、その口分田は如何になつたであらうか。戸令には、凡戸逃走者、令五保追訪、三周不獲除帳、其地還公、末還之間、五保及三等以上親、均分佃食、租調代輸、戸内口逃者、同戸代輸、六年不獲、亦除帳、地准上法、とある。即ち戸全體の逃した場合には、その口分田は班年を待たずして、四年目に公收されるが、班年に當つても、三年を経過しなければ、公收されないのである。個人の場合は七年目になるわけである。この間戸の口分田は、他の四戸の戸主及び三等親以上の者が、個人の口分田は、戸主が耕作して納稅するのである。從つて逃亡者のある場合は、逃亡の月日を明記して置かなければならぬのであつて、之が多くなつた場合は極めて煩雜であつたらうと思はれる。當時の社會狀態より見て、かかる規定が充分施行されてゐなかつた事は當然と思はれるが、更に之の對策の一である浮浪人編附制度の變遷を見れば、一層これが明白となるであらう。浮浪人の發生を防止する一方法として、養老年間に浮浪人を現住地に編附して口分田を給與することゝしたが、其後約十五年を過ぎて之を廢し、その後奈良朝時代の末に再び復活され

たが、約五年にして再び廢止さるゝに至つてゐる。かくの如く度々改變された理由は何であるか、延暦四年の太政官符には次の如くある。無賴之徒、規避課役、容止他郷、巧作方便、彼此共檢括、同科課役、戸口不減、調庸増益、而國郡司顔面阿縱、并私隱沒爲己利、又依去寶龜十一年格編附當處、因茲國司觸途欺妄、今年編附給口田、來歲逃亡不還地、遂致人田共隱沒、自今以後、停編附之格、依天平八年二月廿五日格、但先給田逃亡人分還公。⁽³⁾ 卽ち國郡司等は浮浪人よりの調庸を私するばかりでなく、彼等は浮浪人を詐つて編附し、之に給與された口分田を詐取するに至つた事が知られるのである。この弊害は天平時代にすでに認められたものであつて、平安朝初期に至つて益々之が甚だしくなつたのであらう。延暦以後再び浮浪人に口分田を支給する制度に復したやうであるが、實際に於て之が行はれなかつた事は、仁壽三年の太政官符に、新附括責之輩、不給口分、不堪貢賦、因茲人民易逃、戸口難増、とあり、又天慶五年の太政官符にも、至干浪人、無口分田 とあるに依て知られる。⁽⁴⁾ 以上の如く浮浪人を編附して口分田を給與することさへ、地方官の不正又は一般民の戸籍偽造等の爲めに實行することが出來ず、而もその支給された口分田の多くは、詐取せらるゝに至つた事を思へば、人民逃亡の場合の田地公收に關する令の規定の如きは、殆んど顧みられず、その口分田等は全く穩沒するに至つたものであらう。

かくの如く浮浪人の増加は、戸籍の作製を困難ならしめたと共に、その偽造を盛ならしめ、又口分田私有化の傾向を増加せしむるに至り、引いては班田制の實施を困難ならしめたのであるが、更に注意す

べき事は、彼等が段々と權門勢家の私有地に集合して、賦役を免れたばかりでなく、力に依つて國郡司に反抗するに至つた事である。延暦十六年の太政官符に依ると、權門勢家の諸庄に集合した此等浮浪人達は、その主の勢を假りて調庸を免れ、國郡司等もその權勢を恐れて、彼等より諸稅を催徵せんとする事がない有様である。かくて遂に之が習慣となつて來たばかりでなく、國郡司等が、強ひてその私有地を調査せんとすれば、庄長等が之に反抗する状態であつた事が知られる。⁽⁵⁾ かくの如く權門勢家の勢力の下に被護さるゝに至つた浮浪人に對して、無力なる當時の地方官が、之を撫括し、彼等の田地を公収して班給するが如き事は、事實上全く不可能と言ふべきであらう。而して浮浪人の此の如き傾向は、其後益々甚だしくなるのであつて、約五十年後の承和十一年に、淡路國に他國の漁人三千餘人が、權門勢家の牒を以て亂入し、國司は之を制止することが出來なかつたとある。かく浮浪人は、一方暴力を振ふと共に、他方地方官とも結托して不正を行つたやうである。貞觀十三年に大宰府に下した太政官符に、管内浮浪之輩、或屬府司、上交易之直、或賂國宰、輸調庸之物、貢非土民營設之實、利歸浮手奸偽之徒、濫穢所以難遏、云々とある。⁽⁷⁾ 即ち彼等は、國司と土民との間にあつて、不正手段を以て利益を貪る等の事をも爲したのである。かくて、更に其後約五十年を経過した寛平年代に出された諸官符に依れば、多くの農民等は權門勢家と結托して、租稅を納めず、無賴浮浪の徒は王家の人と稱して、放從暴猛の行爲を爲すに至り、又一般農民は、國郡司に依らず相互に權門勢家の權力を假りて、居宅資財を爭ふ爲めに、

貴權の使と稱するものが勝手に地方に亂入りし、相争つて土地資財を掠奪するに至つたが、地方官は全く之等を制止する力が無かつたばかりでなく、郡司等は彼等より恥辱を受くることを恐れて、官物を割いて之に贈賂すると言ふ状態となつた事が知られるのである。⁽⁸⁾ これはすでに事實上於ては、班田制が殆んど廢絶してしまつた時代であるが、未だ政府は此の制度の實施を放棄するには至らず、此後に於ても、法令の上に於ては、班田制を施行せんとする意向を有してゐた如く思はれるのであるが、かかる状態に於て、班田制を實施せんとする事の不可能なることは言ふまでもない。其後約五十年を過ぎた天慶年代には、百姓の逃亡する數が、各國とも非常に多く、租稅が逐年減少するに至つたので、逃亡者を除帳する場合には、その丁數を主稅寮に移牒して、その口分田を地子田とすることとなつたのである。⁽⁹⁾ 卽ち浮浪人の口分田は、之を公收して再び班給することなく、公田として之を一般民に賃租して、地子を徴することとなつたのである。かくて此時に至つて初めて、浮浪人の口分田に關する處置が定まつたのであるが、之は一方から見れば、政府が班田制を施行する意圖を、放棄するに至つたものとも考へられるのである。

以上述べた如く、人民の逃亡浮浪は、班田制の實施を防害した一原因を爲すと共に、班田制が頽廢し、土地の兼併が盛になるに伴つて段々甚だしくなり、更に之に依つて益々此の制度の施行が困難となり、遂に廢絶するに至つたのである。

註一 大日本古文書、卷一、山背國愛宕郡雲上里、同雲下里計帳參照、例へば、雲上里の一戸の如きは、四十一口の中逃亡者が十一口見えてゐる。

註二 類聚三代格卷十二、寶龜十一年十月廿六日官符

註三 同 同 延暦四年六月廿四日官符

註四 同 卷十五、仁壽三年五月廿五日官符

政治要略卷六十、天慶五年十二月廿九日官符

川上多助氏、王代の浪人に就いて（國民經濟雜誌第十七卷、第五號第六號、第十八卷、第一號）參照

註五 類聚三代格卷八、延暦十六年八月三日官符

註七 同 同 貞觀十三年八月十日官符

註八 同 同 卷十九、寛平三年五月廿九日官符

註九 同 同 六月十七日官符

註十 同 同 卷十四、同 六年二月廿三日官符

註十一 同 同 七月十六日官符

註十二 同 同 十一月三十日官符

註十三 同 同 卷十九、同 七年九月廿七日官符

註十四 同 同 卷十五、十六、十九、寛平八年四月二日付四通の官符

註九 註四參照

一〇

班田收授法頽廢の原因について（今宮）

大化革新に依つて採用された班田收授法が、充分實施せられず、大寶令制定後約二百年にして、全く崩壊するに至つた諸原因は、大體以上の如きものであつたらうと思ふ。要するに制度そのものが極めて不備であつて、複雑なる土地を均分することが困難なること、又課役の負擔に應することなく、六歳以上の男女に同面積の田地を給與した爲に生ずる口分田の詐取、放棄、更に又班田手續の煩雜なること、及び之を運用した地方官の不徳などを考慮するならば、この制度の實施は殆んど不可能と言ふべきものであつた。而して若しこの班田制が實施されたとしたならば、果して立法者の意圖を實現することが出来たであらうか。この制度が未だ甚だしく頽廢しなかつたと思はれる奈良朝時代は、實際に於て立法者が夢想したらうと思はれる如き、富の平均された社會ではなく、農民には富貧の差が甚だしく、生活に窮した貧民は、或は流浪し或は乞食になるに至つたのである。之は班田制が嚴重に實施せられなかつた點にも存しようが、一般農民に口分田を班給することが出来なかつた事、人には各々勤怠がある事等を考へるなれば、これは當然の結果と言はなければならぬ。かくて、此の制度を採用した結果として生ずるに至つたものは、班田制の精神とは全く相反する土地の私有獨占であつた。國史に於いて重大なる意義を有する莊園の發生に關しては、種々の原因の存することは言ふまでもないが、班田制の缺陷及びその廢絶

が、重要な一原因を爲すことは明らかであるやうに思ふ。班田制が殆んど頽廢し、その施行が全く不可能となるに至つたにも拘らず、かなり後世まで、當時の爲政者がこの制度を施行せんと努力したやうに思はれるのは何故であらうか、一は、彼等が政治に對して極めて怠慢であつて、之に代るべき新制度の案出を企圖する熱意のなかつた事と、他は、支那の文物制度を萬能と信じてゐた彼等が、嘗て唐に於て行はれたこの制度を、最上のものと考へてゐた爲めであらう。爲政者の怠慢、地方官の不正、一般民の奸惡、制度の煩雜及び不備、土地の缺乏及び複雜性、私有財産觀念の發達等、何れも班田制を廢絶せしめた原因として數へられるけれども、その根本原因是、結局此の制度が我國の社會狀態、文化程度を殆んど顧ないで模倣された制度であり、從つて之を充分理解し運用することが出來なかつた點に存するのであらう。而も實社會に直ちに重大なる影響を及ぼすかかる制度を採用するに當つて、これが實施に關して、實際に就いて検討したか否やさへ疑はるゝに於ては、一層その感を深からしむるものがある。

本稿は班田制度廢絶に關する研究の一部であつて、これに續いて、班田制頽廢に對して當時の政府の講じた對策を述べ、最後に平安朝時代に於いて班田制が如何に施行され廢絶するに至つたかを記する考であつたが、紙數の都合に依て、今こゝにその一部である班田制廢絶の原因のみを記するに止めたのである。

(昭和十四年七月)